

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	羽咋市、志賀町 宝達志水町（代表）

羽咋郡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 宝達志水町農林水産課
所 在 地 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 1 8 番地 1
電 話 番 号 0 7 6 7 - 2 9 - 8 2 4 0
F A X 番 号 0 7 6 7 - 2 9 - 3 2 7 7
メールアドレス nourin@town.hodatsushimizu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ツキノワグマ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	羽咋市、志賀町、宝達志水町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	スイカ	面積1,000a、被害金額1,416千円
	水稻	被害なし
ツキノワグマ	果樹、林業	被害なし
イノシシ	スイカ	被害なし
	水稻	面積137a、被害金額1,151千円
ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ	果樹、畑作物、林業	被害なし

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

1. カラス 市町全域にわたって、主に家庭菜園での被害がある。生息数も増加傾向であり、今後営農作物にも被害が拡大すると予測される。 2. ツキノワグマ 令和4年度時点で、表立った被害報告は無いものの、平野部においてもクマの目撃情報が多くなっており、被害の拡大が予想される。町民や登山客等への人身被害も心配される。 3. イノシシ 山間部にて被害が拡大してきており、一部では人家近くでも被害が出ている。 4. ハクビシン、タヌキ 目撃情報や被害状況から生息数は増加傾向にあると考えられる。現在は家庭菜園での被害ではあるが、今後営農作物にも被害が予想される。 5. ニホンジカ 平成30年度から目撃が相次ぐ。畑作物、林業に被害が予想される。
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

２ 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(３) 被害の軽減目標

指標	現状値（Ｒ５年度）	目標値（Ｒ７年度）
カラス		
水稻 被害面積(a)	被害なし	被害なし
被害金額(千円)	被害なし	被害なし
スイカ被害面積(a)	1, 000 a	700 a
被害金額(千円)	1, 416 千円	991 千円
ツキノワグマ	被害なし	被害なし
イノシシ		
スイカ被害面積(a)	被害なし	被害なし
被害金額(千円)	被害なし	被害なし
水稻 被害面積(a)	149 a	104 a
被害金額(千円)	1, 151 千円	805 千円
ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ	被害なし	被害なし

(注) １ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

２ 複数の指標を目標として設定することも可能。

(４) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	銃器による捕獲 ・カラス、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ 捕獲檻・わなの設置 ・ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ	捕獲員の育成・確保 檻設置等の知識・技術の向上
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵の設置・管理 ・イノシシ	除草等、維持管理の徹底 集落ぐるみの活動
生息環境管理その他の取組	放任果樹の除去 ・イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ 緩衝帯の設置 ・イノシシ、ツキノワグマ	除草等、維持管理の徹底 集落ぐるみの活動

(注) １ 計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課

題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

1. カラス

パトロール、地域住民からの情報提供をもとに、猟銃等による被害縮小に向けた取組を行う。

2. ツキノワグマ

出没情報の収集・伝達をすみやかに行い、住民の被害防止に努めるとともに、ツキノワグマの生態と被害防止技術の普及啓発を行う。

3. イノシシ、ニホンジカ

羽咋郡市管内では、令和2年度に豚熱陽性イノシシが確認されて以降、豚熱の影響から一時的に個体数が減少したと考えられるが、令和4年12月時点のイノシシ捕獲数は、令和3年度の捕獲数の約2倍になるなど、今後は生息域の拡大と個体数の急激な増加が懸念されるため、早期の対策が必要である。

4. ハクビシン、タヌキ

住民地域からの情報提供をもとに、被害防止に向けた取組を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲隊により捕獲を実施する。

猟友会による生息調査、捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その

ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年 ～7年度	カラス、 ツキノワ グマ、イ ノシシ、 ハクビシ ン、タヌ キ、ニホ ンジカ	・侵入柵の設置と併せて捕獲檻を設置し、効率的に捕獲を行う。 ・捕獲者確保のため、狩猟免許取得者に対し助成する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
カラス 農作物被害に併せ、街中の生息状況、被害状況等を勘案し、捕獲区域、捕獲計画数等を設定する。 ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ 生息状況や捕獲技術を勘案し、適正な捕獲計画数を設定する。 ハクビシン、タヌキ 住民地域からの情報提供をもとに、農作物被害の発生が予測される地区において重点的に捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
カラス	600羽	600羽	600羽
ツキノワグマ	3頭	3頭	3頭
イノシシ	1,300頭	1,600頭	2,000頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
カラス

銃器による捕獲	4月～9月、羽咋市・宝達志水町・志賀町全域
ツキノワグマ	
銃器、檻による捕獲	5月～12月（個体数調整）、羽咋市・宝達志水町全域、志賀町においては近隣市町において目撃例があるため、出沒に備える
イノシシ・ニホンジカ	
ワナ・檻の設置	年間を通して、山間部
銃器による捕獲	狩猟期間、山間部
ハクビシン・タヌキ	
檻の設置	6～10月

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	電気柵	電気柵	電気柵

イノシシ	1 1 km	1 1 km	1 1 km
イノシシ	恒久柵（金網） 4 km	恒久柵（金網） 3 km	恒久柵（金網） 3 km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵：テスターを使い週に1回電圧を点検。夏は月に2回の頻度で電気柵周辺の除草を実施。 恒久柵：定期的な見回り・除草を実施	電気柵：テスターを使い週に1回電圧を点検。夏は月に2回の頻度で電気柵周辺の除草を実施。 恒久柵：定期的な見回り・除草を実施	電気柵：テスターを使い週に1回電圧を点検。夏は月に2回の頻度で電気柵周辺の除草を実施。 恒久柵：定期的な見回り・除草を実施

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ	鳥獣パトロールの実施、出没注意看板の設置、広報誌やHP等による周知
令和6年度	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ	鳥獣パトロールの実施、出没注意看板の設置、広報誌やHP等による周知
令和7年度	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ	鳥獣パトロールの実施、出没注意看板の設置、広報誌やHP等による周知

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

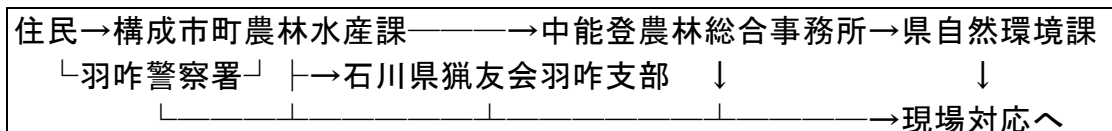
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
中能登農林総合事務所	国・県との連絡調整、現場対応、
羽咋警察署	住民退避、交通規制等、緊急捕獲
構成市町農林水産課	広報、現場対応、猟友会への捕獲依頼
石川県猟友会羽咋支部	対象鳥獣の駆除、捕獲、追払い

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、
 猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

肉としての利活用、骨や皮、内臓を炭化させた肥料を活用（羽咋市獣肉処理施設）、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲イノシシの食肉加工 令和4年度搬入数は、羽咋市：30頭、志賀町：16頭、宝達志水町：13頭 計59頭 令和7年度搬入目標数は、羽咋市：45頭、志賀町：20頭、宝達志水町：20頭 計85頭
ペットフード	該当無し
皮革	該当無し
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	骨や皮については、炭化し肥料作成を目指す

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	羽咋郡市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
行政 志賀町農林水産課 羽咋市農林水産課 宝達志水町農林水産課	・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 被害防止計画の作成と周知 ・ 鳥獣被害対策への技術的・財政的支援 ・ 研修会の開催等による人材の育成 ・ 被害防止技術等パンフレット作成・配布による普及・啓発 ・ 捕獲、追い払い技術等の助言・指導 ・ 関係機関の連携・調整
地区代表 志賀町区長会 羽咋市町会長連合会 宝達志水町区長会	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 藪・草刈り等による緩衝帯の設置 ・ 食品残さの管理徹底（餌場をつくらない）
農業団体 JA志賀営農販売課 JAはくい営農部	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 農地等の保全・管理と柵の指導 ・ 農作物残さの処理徹底・指導
狩猟者団体 石川県猟友会羽咋支部	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 捕獲場所、捕獲数等の報告
林業関係 中能登森林組合	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 林地等の保全・管理と指導
県関係 中能登農林総合事務所企画調整室 羽咋農林事務所	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 鳥獣保護管理計画の策定等による生息管理 ・ 鳥獣被害対策への技術的支援 ・ 捕獲、追い払い技術等の研究開発と普及

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	—

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

各市町の農林水産課職員で構成し、被害調査、被害集落への電気柵等の設置・指導、捕獲事務を行う。
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。